

## 雇用維持関係の助成金

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
1	休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する	○雇用調整助成金	休業手当、賃金負担額の2/3 教育訓練は1,200円加算

## 再就職支援関係の助成金

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
2	離職を余儀なくされる労働者等の再就職支援を委託等して行う、または雇い入れて訓練を行う	○労働移動支援助成金 (1.再就職支援コース 2.早期雇入れ支援コース☆ 3.人材育成支援コース☆ 4.移籍人材育成支援コース☆ 5.中途採用拡大コース☆)	1.実施した措置及び対象者の年齢に応じて助成 2.対象者の雇入れに対し30万円 3・4.対象者の訓練に要した費用および賃金の助成 5.45歳以上の労働者を雇い入れた場合、1事業所50万円

## 雇入れ関係の助成金

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
3	高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる。また、震災により離職した求職者を雇い入れる	○特定求職者雇用開発助成金 (1.特定就職困難者コース 2.生涯現役コース 3.被災者雇用開発コース 4.発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 5.3年以内既卒者等採用定着コース 6.障害者初回雇用コース 7.長期不安定雇用者雇用開発コース 8.生活保護受給者等雇用開発コース)	高齢・母子・父子 60万円 身体・知的障害 120万円 重度障害者 240万円 被災者 60万円 その他各コースに応じて助成
4	安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れや、障害者等を試行的・段階的に雇い入れる	○トライアル雇用奨励金 (1.一般トライアルコース 2.障害者トライアルコース 3.障害者短時間トライアルコース)	対象者1人につき月額4万円(最長3ヶ月)
5	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる	○地域雇用開発助成金 (1.地域雇用開発コース☆ 2.沖縄若年者雇用促進コース)	雇入れた対象者の人数及び設置整備の費用に応じて48～760万円(1年ごとに計3回支給)
6	起業により中高年齢者を雇い入れる	○生涯現役企業支援助成金	起業者の年齢が1.60歳以上 対象費用の2/3 2.40歳～60歳 対象費用の1/2

## 障害者の雇用環境整備関係の助成

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
7	施設整備をして障害者を5人以上雇い入れる	○中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	雇入れた対象者の人数及び設置整備の費用に応じて第1期500万円以上 第2・3期90万円以上 (1年ごとに計3回支給)
8	障害者を雇入れ、職場支援員を配置して定着を図る。また、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援や労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度の導入	○障害者雇用安定助成金(1.障害者職場定着支援コース 2.障害者職場適応援助コース 3.障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)	各コースに応じて助成
9	障害者の職業能力開発訓練事業を行う	○障害者職業能力開発助成金	対象となる措置に応じて助成
10	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	○障害者作業施設設置等助成金	支給対象費用の2/3
11	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	○障害者福祉施設設置等助成金	支給対象費用の1/3
12	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等を実施する	○障害者介助等助成金	各コースに応じて助成
13	障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	○重度障害者等通勤対策助成金	各コースに応じて助成
14	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	○重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	支給対象費用の2/3

※表記の助成額は中小企業の場合の金額になります。大企業の場合は金額が異なるものもありますのでご注意ください。

各欄の左の番号は、裏面の番号と対応しております。ご不明な点・ご相談等がございましたら、当事務所までお気軽にご相談下さい。ご説明及びご相談に伺います。

※生産性要件・・・生産性要件の対象となる助成金については以下の要件を満たすことで助成金の割増が行われます。

コース名の後に「☆」が記載されてある助成金が対象となります。

1. 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

2. 1の算定対象となった期間(申請を行った年度の直近年度及び当該会計年度から3年度前の期間)について、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(退職勧奨を含む)していないこと。

## 雇用環境の整備関係等の助成金

平成29年8月作成

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
15	評価・処遇制度や研修制度を整備する	○職場定着支援助成金 (雇用管理制度助成コース☆)	1制度導入につき 10万円 目標達成助成 57万円
16	介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う	○職場定着支援助成金 (介護福祉機器助成コース☆)	機器導入助成 費用の25% 目標達成助成 費用の25%
17	保育労働者のために賃金制度の整備を行う	○職場定着支援助成金 (保育労働者雇用管理制度助成コース☆)	制度整備助成 50万円 目標達成助成(1回目) 57万円 目標達成助成(2回目) 85.5万円
18	介護労働者のために賃金制度の整備を行う	○職場定着支援助成金 (介護労働者雇用管理制度助成コース☆)	
19	中小企業者のために人材確保や労働者の職場定着を支援する事業を行う	○職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3
20	人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ、離職率を低下させる	○人事評価改善等助成金☆	制度整備助成 50万円 目標達成助成 80万円
21	建設労働者の雇用管理改善制度の導入、魅力ある職場づくりを行う	○建設労働者確保育成助成金(1～2.認定訓練コース☆ 3～4.技能実習コース☆ 5.雇用管理制度助成コース☆ 6.登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース☆ 7～8.若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース☆ 9.若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース 10～11.建設広域教育訓練コース 12.作業員宿舎等設置助成コース 13.女性専用作業員施設設置助成コース☆)	各コースに応じて助成
22	季節労働者を通年雇用する	○通年雇用助成金	対象となる措置に応じて助成
23	65歳以上への定年引上げ等を実施する	○65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	実施した対象措置の内容に応じて助成
	高齢者の雇用環境整備の措置を実施	○65歳超雇用推進助成金 (高齢者雇用環境整備支援コース☆)	支給対象経費の60%と対象者数×28万5千円を比較して少ない方の額
	無期雇用への転換を実施する	○65歳超雇用推進助成金 (高齢者無期雇用転換コース☆)	対象労働者1人につき48万円

## 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
24	労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置・運営、女性の活躍推進のための取組を行う事業主に対して助成する	○両立支援等助成金(1.事業所内保育施設コース☆ 2.出生時両立支援コース☆ 3.介護離職防止支援コース☆ 4.育児休業等支援コース☆ 5.再雇用者評価処遇コース☆ 6.女性活躍加速化コース☆)	各コースに応じて助成

## キャリアアップ・人材育成関係の助成金

番号	対象となる措置	給付金名	助成額
25	有期契約労働者等を正規雇用・多様な正社員等へ転換または直接雇用する	○キャリアアップ助成金(正社員化コース☆)	有期から正規 57万円 有期から無期 28.5万円 無期から正規 28.5万円
26	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	○キャリアアップ助成金(人材育成コース☆)	職業訓練の種類に応じて助成
27	賃金規定等の改定により賃金の引上げを実施する	○キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース☆)	対象者労働者数に応じて助成
28	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入する	○キャリアアップ助成金(健康診断制度コース☆)	1事業所あたり38万円
29	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	○キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース☆)	1事業所あたり57万円
30	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	○キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース☆)	1事業所あたり38万円
31	500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、有期契約労働者等の賃金引上げを実施する	○キャリアアップ助成金(選択的適用拡大導入時処遇改善コース☆)	賃金引上げに割合に応じて助成
32	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険加入が出来るようにする	○キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース☆)	延長した時間数に応じて助成
33	建設業、製造業、情報通信業に関する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練を行う	○人材開発支援助成金(特定訓練コース☆)	訓練に要した賃金・費用等を助成
34	上記以外の厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練を行う	○人材開発支援助成金(一般訓練コース☆)	訓練に要した賃金・費用等を助成
35	直近2年間に継続して正規雇用の経験がない中高年齢新規雇用者等を対象にOJT付き訓練を行う	○人材開発支援助成金(キャリア形成支援制度導入コース☆)	制度導入により47.5万円
36	採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う	○人材開発支援助成金(職業能力検定制度導入コース☆)	制度導入により47.5万円
37	都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を行う	○職場適応訓練費	一般の職場適応訓練 25,000円 重度障害者 24,000円 重度障害者以外